

令和5年度 第8回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和5年11月30日(木) 午後1時00分～午後2時50分
2. 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室

3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一	1 0 番	宇都 和義
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
06. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地の利用目的変更願について
09. 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更(除外)について
10. 議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
11. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
12. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主査 農地係主事 振興係長 振興係主任主査
課長補佐兼加治木農林水産係長 始良農林水産係長

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長	ただいまから、令和5年度 第8回、 始良市農業委員会 総会を、開 会いたします。出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達してお りますので、本総会は、成立しております。 ———— 会務報告 ————
議 長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	———— 日程第1 議事録署名委員の指名 ————
議 長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条 第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させ ていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議 長	それでは、農業委員17番、農業委員、農業委員18番、 農業委員に、お願いいたします。 ———— 日程第2 会議書記の指名 ————
議 長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事 務局職員の、局長補佐 と、振興係長を、指名いたします。これからの議 案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農 業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関す る事項については、その議事に参与することができないこと、となっ ております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席を お願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委 員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の 親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただ き、退席等よろしくをお願いいたします。 ———— 日程第3 議案第1号(10件) ————

議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から10番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。公告日は令和5年11月30日、契約の始期は令和5年12月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては3年間で3件、5年間で6件、10年間で1件、合計10件、面積は合計で、12,780㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからになりますのでご確認くださいと思います。なお、総会資料の3ページの10番が、農業委員8番、農業委員に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から10番について、質疑に入ります。なお、10番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まずは、1番から9番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から9番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から9番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、10番の関係者、農業委員8番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、10番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします

委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、10番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、10番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員8番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
	——— 日程第4 議案第2号（8件） ———
議長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は4ページからです。今月の申請件数につきましては、8件となっております。先般、各担当委員におかれまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は船津の田が1筆、面積は1,155㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番農業委員です。調査報告いたします。令和5年11月19日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、自宅の道路向かいの土地で、譲受人の労働力は、本人と娘さん、息子さんの3名です。農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、その他色々揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は白男の田が2 筆。面積は、2, 3 0 4 m ² 、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 9 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9 番農業委員です。調査報告いたします。令和5 年1 1 月2 3 日、現地にて、農業法人の理事長〇〇さんと会計の〇〇さんと会い、話を聞きました。労働力、農業用機械は、全て揃っております。当申請は、農地法第3 条第2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町木田の田が2 筆。面積は、2, 1 1 3 m ² 、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 2 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2 番農業委員です。調査報告いたします。令和5 年1 1 月1 6 日、譲受人と現地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。当申請地は、長年、休耕地となっており、雑草等の管理がされておりました。取得後においては、畑として野菜等を栽培する予定であります。説明を受けております。譲受人の労働力については、2 人で、農業用機械については、耕運機2 台を所有しており、農機具等が足りない事が生じた場合は、リース等で対応するとの事でした。以上のことから、当申請は、農地法第3 条第2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は中津野の田が1 筆。面積は、1, 4 5 3 m ² 、売買による所有

議 長 委員 議 長 事務局 議 長 委員 議 長 事務局	権移転です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、7番推進委員です。調査報告いたします。令和5年11月17日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人と奥さんの2名です。農業用機械は、トラクター2台、田植え機1台、軽トラ1台等、20年以上農業をされていらっしゃると思います。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 次に、5番について、事務局の説明を求めます。 5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町日木山の畑が1筆。面積は、1,413㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員 17 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、17番農業委員です。調査報告いたします。令和5年11月15日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の〇〇さんは、ご高齢ではありますが、地域活動にも積極的に参加される方であります。元気でがんばって、無人販売の野菜も、いっぱい耕作されていらっしゃると思います。労働力は2名ですが、パートさんも雇っています。また、息子さんも手伝っています。ゆくゆくは、息子さんが耕作されとの事でした。申請地は、きれいに管理されおり、それを継がれるところです。農作業用機械は、トラクター1台、管理機2台、軽トラ1台等、所有しております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 次に、6番について、事務局の説明を求めます。 6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は平松の畑が1筆。面積は、255㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
---	---

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 5 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。令和5年11月16日、代理人〇〇さんと申請地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は申請地と隣の土地を購入し、管理機と草払い機を購入し、野菜等を栽培したいとの事でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は寺師の田が1筆。面積は、740㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。令和5年11月21日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現在、ハウスで野菜を栽培されている方で、譲り受ける箇所では、カボチャなどが、植えられておりました。労働力は、本人1名です。農業用機械は、トラクター、田植え機、軽トラック等、揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は船津の田が1筆。面積は、1,521㎡、売買による所有権移転で、小作地取得です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 4 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番農業委員です。調査報告いたします。令和5年11月17日、譲受人の弟さんと、現地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、奥さんと2人で、ハウスでトマト、苺を栽培してお

	り、今回買われる土地は、今まで借りて苺の苗を作っていたところを、買われるとの事です。労働力としては、奥さんと2人で農業用機械は、トラクター、軽トラック等、揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番については、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第5 議案第3号(3件) ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番から3番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は6ページとなっております。今月の申請件数につきましては、3件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は蒲生町北の田が2筆で、合計2,733㎡となっております。転用目的は駐車場で、この後の、議案第5号7番で、農地法5条申請、議案第7号の1番で、農用地区域からの除外申請の意見照会が、同時に提出されている状況です。詳細につきまして、説明いたします。申請での転用目的は、駐車場であります。現在、蒲生体育館、鹿児島国体に向けて、令和2年4月1日から令和5年の3月31日までの3年間、一時転用で、許可を得ておりました。しかし、国体

	が、コロナの影響を受け延期となった為、昨年、一時転用期間を1年間延長し、令和6年3月31日までが、一時転用期間となっております。ですが、一時転用期間終了後も、蒲生体育館が慢性的な駐車場不足でもあり、路上駐車等での苦情等もあることから、今後も恒久的に駐車場として利用したいとの事で、当申請が提出されております。本申請地につきしては、パイプライン事業が最近行われおり、土地改良事業の工事完了日が、令和元年5月28日となっております。この後の農振除外の申請のほうにでも、記載があるのですが、工事完了から8年経過していない為、通常は除外ができないのですが、この申請地に関しましては、補助金返納に関して協議を進めているところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、議案第5号の7番、および、議案第7号の1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、14番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、北に、約40mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が排水路、南が田、北が農道です。申請実現の確実性としましては、始良市予算で対応する為、確実であります。条件および特記事項は、農振除外申請中である為、農振除外後の許可になります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、当初計画が平松の畑が2筆で1,184㎡、変更後は、隣接地と一体利用し、3筆の1,842㎡となっております。申請地は令和5年1月10日に、それぞれ4条と5条の許可を得ておりましたが、隣接を取得し、一体利用での計画変更となったとの事です。また、申請地のなかで、変更前の〇〇番の面積が443㎡であり、変更後は〇〇番1に、地番が変わっております、また面積も439㎡に変わっております。許可を得た後に、測量を行ったところ、一部道路になっており、分筆登記を行い、道路部分は市に寄付となり、道路部分の面積を除いた事で、443㎡から439㎡となっております。また、地番も分筆登記が完了しており、枝番が

	付いていることになっています。この後の議案第4号の2番で4条申請、議案第5号の9番で5条申請が、同時に提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、議案第4号の2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり問題ありません。申請地の位置は〇〇から、南に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が私道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は当初は〇〇、変更後は〇〇、申請地は蒲生町上久徳の田が1筆で、1,340㎡となっております。こちらの申請地のほうは、令和2年11月5日に山林で5条許可を得ておりましたが、造成工事、植樹を行ったが、排水が悪く、植樹が上手く育たずに、今回、貸トレーラーハウス展示場としての事業計画変更となっております。申請内容は、譲受人が経営している法人のほうに、貸トレーラーハウス展示場の用地として貸し出すとなっております。この後の、議案第5号の10番にて、5条申請も同時に提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番、農業委員に、議案第5号の10番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、北東に、約280mの位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が山林と宅地、南が市道、北がため池です。被害防除のなかでは、雨水排水の沈砂池の対策をしっかりとってください、との事です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあ

	り、確実であります。条件および特記事項は、土砂流出対策をすること であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準に ついて調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可 についての、1 番から 3 番について、質疑に入ります。質疑のある委員 は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 3 号、農地転用事業計画変更申 請の意見決定と許可についての、1 番から 3 番については、原案のとおり 意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請の意見決定 と許可についての、1 番から 3 番については、原案のとおり意見決定と 許可が、決定いたしました。
	———— 日程第 6 議案第 4 号(2 件) ————
議 長	次に、日程第 6、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の 処分決定について、議題に供します。1 番と 2 番について、説明をお願 いします。まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定 について、ご説明いたします。総会資料は 7 ページでございます。今月 の申請件数につきましては、2 件となっております。それでは 1 番につ きましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は加治木町小山田 の畑が 1 筆で、9 9 m²です。農地区分は第 2 種農地で、転用目的は、山 林となっております。当該申請地を以前より山林として使用していた 為、今回、始末書を添付し、追認での許可申請となっております。参考 資料の 1 8 ページに、始末書が添付されております。内容としまして は、平成 1 5 年頃より、隣地と同様に、木材加工用の銀杏、杉を植林し ましたとの内容になっております。また、参考資料の 1 7 ページの計画 図をご覧ください。図面に丸で示されている場所が、既に木が植えられ ている場所になります。北側隣接地との境界すれすれに木が植えられて

	いるところであり、この状態で許可をすると、北側が農地であり、影響が出る可能性があるとの事で、参考資料の18ページ、隣地間に係る同意書をもらっているところで、境界際の植樹については、隣接地の所有者も同意をしているところです。今後、植木をする際は、緩衝地を設けて植木をすること、と同意書をもらっています。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員6番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、200mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が里道、西が山林、南が里道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は平松の畑が2筆で、1,180㎡であります。議案第3号、事業計画変更申請の2番との関連案件です。隣接の公衆用道路、この後の議案第5号9番と一体利用し、全事業面積は、1,879㎡の計画となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成となっております。7区画の宅地造成を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の2番で、農業委員16番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	——— 日程第7 議案第5号(10件) ———
議長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から10番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は8ページから10ページでございます。今月の申請件数につきましては、10件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は、加治木町日木山の畑が1筆、面積は2,303㎡となっております。隣接の山林との一体利用で、全事業面積は、4,590㎡です。賃借権設定の申請で、農地区分は第1種農地です。転用目的は、資材置場、現場事務所で、畑地総合整備事業の楠原地区の資材置場と現場事務所として、一時的に使用したいとの事であります。一時転用での申請であり、令和6年3月31日までの一時転用で、それまでに農地に復元することと、条件を付しての許可を予定しております。また、面積が30アールを超えている事と、第1種農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地ですが、第1種農地の不許可の例外である一時転用に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約600mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が畑、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和6年3月31日までの一時転用である為、終了後、農地に復元することとあります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農

議 長	業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
事務局	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町木田の田が1筆、面積は747㎡となっております。所有権移転で、農地区分は農用地区域内農地で、除外申請中であります。除外後は第1種農地になります。転用目的は建売住宅で、建売住宅3棟を、建築したいとのことです。第1種農地との事で、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。現在、農振除外申請中との事で、許可は、農振除外完了後になります。こちらの申請地につきましては、土地改良事業、パイプライン事業が行われた農地であり、転用後の給水施設の処理方法については、土地改良区と耕地課との間で、既に協議が行われています。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委員 はい、13番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約30mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が田、北が宅地と市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、農振除外の申請中であります。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。 事務局 3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は松原町の畑が1筆、面積は57㎡となっております。隣接地との一体利用で、全事業面積は、184.98㎡であります。所有権移転の申請で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、1区画の宅地造成を行いたいとのことです。参考資料の31ページのほうに、理由書を添付しております。令和5年の1月に、3条申請にて、〇〇さんが、持ち分取得をしておりましたので、理由書を添付しておりま

	す。こちらの申請地につきましては、長年、相続未登記の土地でありまして、〇〇さんのお父さんの代に売買があり、平成18年に裁判で判決が言い渡され、〇〇さんの相続となり手続きがなされました。その後、令和4年に、ご兄弟での持ち分の所有を、全て〇〇さんの所有に移転となる話になっていたのですが、1人の反対があり、当時、5条申請が出来ずに、裁判での和解となりました。3条申請をして、持ち分を〇〇さんに移転しなさいと判決が、令和4年にだされたところです。それを踏まえて、令和5年に〇〇さんに、全ての持ち分を移転しまして、現在、こちらの所有者の状態になっているところです。その後に、3条申請で許可を受けていたので、畑として、今年の春まで、ジャガイモ、野菜等を植えておりましたが、地盤自体が固いとの事で出来があまりよくなく、また、隣接地も自社が持っている土地との事で、区画整備された土地でもあることから、今回宅地造成して、利用したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約220mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は西餅田の田が1筆、面積は356㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、月極駐車場で、月極駐車場で、賃貸をしたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約8

	0 mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町反土の田が1 筆、面積は4 5 m²となっております。所有権移転で、農地区分は第3 種農地です。転用目的は、道路及び駐車場で、隣接の道路が狭い為、安全に離合できるよう申請地を道路の一部、また駐車場として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1 2 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1 2 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3 種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約5 0 mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が水路、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6 番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は脇元の田が3 筆、面積は1, 5 0 6 m²となっております。賃借権設定の申請で、農地区分は第3 種農地です。転用目的は、現場事務所、資材置場、駐車場の一時転用で、申請理由は、国道1 0 号線脇元高架橋新設工事に伴う現場事務所、駐車場等として、一時的に利用したいとのことです。一時転用でありますので、令和6 年1 0 月7 日までに農地に復元することとの条件を付しての、許可を予定しております。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 16 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約 90m の位置です。被害防除現況としましては、東が県道、西が水路、南が市道、北が里道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和6年10月7日までの一時転用であり、終了後、農地に復元することです。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町北の田が2筆、面積は2,733㎡となっております。先程の、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番との関連申請であります。また、この後の議案第7号、農業振興地域整備計画の除外の1番、農振除外の意見照会も提出されております。所有権移転の申請で、現在、農地区分は農用地区域内農地ですが、除外申請中であり、除外後は、第1種農地の予定であります。転用目的は、駐車場、蒲生体育館の駐車場として利用したいとの事です。詳細につきましては、先程、議案第3号で説明いたしました通りとなっております。また、除外後は、第1種農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。除外申請中であるので、転用許可は、除外完了後の許可となります。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の1番で、農業委員14番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8 番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は加治木町小山田の畑が2筆、面積は612㎡となっております。賃借権の申請となります。農地区分は第2種農地です。転用目的は、駐車場で、自社の来客用駐車場として利用したいとのことです。始末書が参考資料の48ページに添付されております。夏の農地パロールにより、転用指導をさせていただき、今回の申請に至った農地となっております。内容としましては、平成30年頃の工場の建設の際から、駐車場

議 長 委員 議 長 事務局 議 長 委員 議 長 事務局	として使用しているとの事です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員 1 2 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、12番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 1 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が山林、南が宅地、北が里道です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済である為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、9 番について、事務局の説明を求めます。 9 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は平松の畑が 1 筆、面積は 6 6 2 m²となっております。隣接の公衆用道路、議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請の 2 番、議案第 4 号、4 条申請の 2 番と、一体利用で、全事業面積は、1, 8 7 9 m²であります。所有権移転の申請で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、宅地造成で、7 区画の宅地造成を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員 1 6 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、1 6 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約 1 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が私道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、1 0 番について、事務局の説明を求めます。 1 0 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇
---	--

	○、申請地は蒲生町上久徳の田が1筆、面積は1,340㎡となっております。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の3番との、関連案件であります。所有権移転の申請で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、貸トレーラーハウス展示場で、譲受人が経営している法人に貸トレーラーハウス展示場として貸し付けて、利用したいとのことです。条件として土砂流出対策を行うこと、と条件を付する予定であります。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の3番で、農業委員11番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、1番と2番と7番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	———— 日程第8 議案第6号(2件) ————
議 長	次に、日程第8、議案第6号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は11ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地所有者は〇〇、申請地は加治木町木田の田が2筆、面積は2,113㎡となっております。こちらは、議案題2号、議案第2

	号、農地法第3条の規定による許可申請の3番の申請地となっております。農地区分は、第3種農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑となっております。申請理由は、用水の確保が困難な為です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、13番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約380mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が排水路、南が田、北が資材置場です。申請実現の確実性としましては、農地法第3条申請と同時に申請でもあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は蒲生町北の田が1筆、面積は530㎡となっております。農地区分は、第1種農地です。変更後の使用目的は畑です。鳥獣被害があり、栗を植栽したいとのことです。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員3番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約280mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が河川、南が里道、北が河川です。申請実現の確実性としましては、営農計画書の通りで、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 6 号、農地の利用目的変更願についての、1 番と 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 6 号、農地の利用目的変更願についての、1 番と 2 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 ——— 日程第 9 議案第 7 号(1 件) ———
議 長	次に、日程第 9、議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更(除外)について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 6 号、農業振興地域整備計画の変更(除外)について、ご説明いたします。総会資料は 1 2 ページになります。今月の申請件数は、1 件となっております。それでは、1 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、農用地区域からの除外であります。申請地は、蒲生町北の田が 2 筆で 2, 7 3 3 m²。議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請の 1 番と、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 7 番と、関連のある案件となっております。変更後の用途は駐車場であります。こちらの農地につきましては、補助事業関連との事で、昭和 5 3 年から 6 1 年にかけて、補助事業が行われた農地であり、また、平成 1 9 年から令和元年にかけて、農業用排水施設整備が実施された農地となっております。完了日が令和元年 5 月 2 8 日との事で、8 年間、経過しておらず、この土地改良事業に関する補助等につきまして、手続きを進めているところであります。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第 3 号の 1 番で、農業委員 1 4 番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更(除外)についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	はい、1 4 番、農業委員です。議案第 5 号の 2 番の件も、農振除外申請中とのことですが、この案件に関しても、農振除外の案件ではないのですか。

事務局	議案第５号の２番につきましては、今年の７月に、農政課に除外申請が提出され、審議が既になされています。
委員	はい、１４番、農業委員です。農政課に意見してほしいのですが、農振除外は、しょっちゅうするものではない。先般、全体の見直しがありました。全体見直しは５年に１回、１０年に１回と大きななかでの、農振除外変更であり、ちょこちょこするようなものではない。また、農振除外の書面決議の案件も届いています。場あたりの除外は、ありえない。その旨を強く意見として、言ってほしい。農振除外は、冬夏、年２回ですよ。
事務局	農振除外の申請につきましては、年２回の申請締め切りで、農政課が実施しているとの事です。今回の蒲生町北の案件に関しましては、年２回の締め切りとは別に、補助金の関係もあり、緊急的に農振除外申請を農政課が受理しております。この件に関しましては、例外的であったのではと思いますが、委員からの意見につきましては、農政課にお伝えいたします。今回のこの案件以外につきましては、年２回以外の除外案件は出てきておりませんので、そこを含めて、農政課にお伝えします。以上です。
議 長	それではお諮りいたします。議案第７号、農業振興地域整備計画の変更(除外)についての、１番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第７号、農業振興地域整備計画の変更(除外)についての、１番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
議 長	——— 日程第１０ 議案第８号(１件) ———
議 長	次に、日程第１０、議案第８号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	はい、それでは、議案第８号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定につきまして、ご説明いたします。今回、始期を令和５年１２月１日として設定する募集期分につきまして、ご審

	議いただきます。資料につきましては、１４ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきましては、各筆明細の一覧表を、次の１５ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、更新１件となっております。面積は９９２㎡です。設定する権利別は、使用貸借権が１件となっております。今回の設定地区は、加治木町木田地区となっております。ご審議の方、よろしくお願い致します。
議 長	これより、議案第８号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第８号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第８号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１番について、原案のとおり、決定いたしました。 ———— 日程第１１ ————
議 長	次に、日程第１１、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。１１月は２件提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、１１月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	〔発言 無〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。

	—— 日程第 1 2 ——
議 長	次に、日程第 1 2、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔農業新聞の推進について〕 〔農地利用意向調査の対応について〕 〔米の収穫状況について〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔就農相談会について〕 〔農地利用意向調査について〕 〔非農地確定調査について〕 〔活動記録の記入について〕 〔県外研修について〕
議 長	それでは、以上をもちまして、令和 5 年度、第 8 回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____